

議会改革検討特別委員会
報 告 書

平成28年3月定例会

春 日 部 市 議 会
議 会 改 革 検 討 特 別 委 員 会

議会改革検討特別委員会における審査の経過と結果について

議会改革検討特別委員長

山 崎 進

議会改革検討特別委員会は、平成26年第3回（5月）春日部市議会臨時会において、春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的に、自らの改革に不斷に取り組むための検討組織として設置され、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が前議会改革検討特別委員会に継続して付託されました。

このたび、この議会改革検討特別委員会の設置期間内における調査項目の審査が終了しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 議会改革検討特別委員会の設置経過について
2. 議会改革検討特別委員会の開催状況について
3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について
4. まとめ

1. 議会改革検討特別委員会の設置経過について

(1) 設置目的

春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応することを目的として、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置しました。

(2) 設置期間

平成26年5月12日から概ね2年間

(3) 委員構成

委員は11人とし、新政の会3人、新風会2人、公明党2人、日本共産党2人、社会民主党1人、民主党1人としました。

(4) 議会改革検討特別委員会委員

委員長	山崎 進
副委員長	吉田 剛
委員	卯月 武彦
同	松本 浩一 (平成27年5月28日から)
同	今尾 安徳 (平成26年5月12日～平成27年5月28日)
同	鬼丸 裕史 (平成26年5月12日～平成27年5月28日)
同	岩谷 一弘
同	滝澤 英明 (平成27年5月28日から)
同	矢島 章好
同	鈴木 一利
同	荒木 洋美
同	小久保 博史
同	蛭間 靖造

2. 議会改革検討特別委員会の開催状況について

開催日	会議名	審議事項
H26. 5. 12	第1回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選について ・副委員長の互選について ・閉会中の特定事件について
H26. 5. 29	第2回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本特別委員会の運営について ・本特別委員会の検討課題について
H26. 6. 12	第3回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・政務活動費の公表方法等について ・閉会中の特定事件について ・本特別委員会における審査報告について
H26. 7. 10	第4回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・政務活動費の公表方法等について ・議員研修会の開催について
H26. 7. 30	第5回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額について ・本特別委員会の今後の新たな検討課題等について
H26. 8. 20	第6回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて ・中間報告書（案）について
H26. 9. 16	第7回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて ・委員長交際費の支給について ・閉会中の特定事件について
H26. 12. 11	第8回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費について ・閉会中の特定事件について
H27. 3. 9	第9回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の手引きの変更について ・閉会中の特定事件について

開催日	会議名	審議事項
H27. 3. 19	第10回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長交際費の支給について ・会議録検索システム及びインターネット中継のスマートフォン版について
H27. 5. 12	第11回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長交際費の支給について ・会議録検索システム及びインターネット中継のスマートフォン版について ・中間報告書（案）について
H27. 6. 15	第12回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長交際費の支給について ・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・市議会ホームページへの掲載事項について ・閉会中の特定事件について
H27. 7. 22	第13回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・市議会ホームページへの掲載事項について ・会議規則の一部改正について ・政務活動費における備品購入について ・議員研修会の開催について
H27. 8. 20	第14回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・政務活動費における備品購入について ・中間報告書（案）について
H27. 9. 15	第15回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・政務活動費における備品購入について ・閉会中の特定事件について
H27. 12. 7	第16回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・陳情第10号の意見交換について ・「春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求める陳情」について
H27. 12. 16	第17回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求める陳情」について ・閉会中の特定事件について

開催日	会議名	審議事項
H28. 1. 8	第18回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・広報誌作成時の写真掲載面積の考え方について
H28. 2. 25	第19回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・広報誌作成時の写真掲載面積の考え方について ・最終報告書（案）について
H28. 3. 11	第20回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書（案）について

3. 付託案件に関する調査結果と参考意見について

この議会改革検討特別委員会には、「①議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について、②議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について、③議会改革に関する新たな課題について」の3つの調査項目が付託されました。

以下は、本特別委員会において協議を行った各調査結果と主な参考意見を集約したものです。

第1回特別委員会

平成26年5月12日に第1回特別委員会を開催しました。この特別委員会は、同日開催された「平成26年第3回（5月）臨時会」において、前議会改革検討特別委員会に継続して設置されたものです。今後、改めて議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証、議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討、議会改革に関する新たな課題についてを審査していきます。

なお、この会議では、本会議で選任された委員の中から委員長及び副委員長が互選されました。

第2回特別委員会

平成26年5月29日に第2回特別委員会を開催しました。まず、本特別委員会の運営についてとして、調査項目の確認が行われ、委員間の共通認識を得るために、前議会改革検討特別委員会で作成された報告書が配布されました。

次に、本特別委員会の検討課題についてとして、前議会改革検討特別委員会から継続となる直近の課題に政務活動費の額について及び政務活動費の公表方法等についてが挙げられ、その後、これまでに検討課題として挙がっている中・長期的な課題について、これまでに検討課題として挙がっていないが、今後検討が必要かどうかを協議する可能性のある課題等が挙げられました。

特に、直近の課題として挙げられた政務活動費の額について及び政務活動費の公表方法等については、市議会議員の改選後に改めて設置された特別委員会での最初の審議となることから、各会派における統一した見解をまとめる必要があるなどの意見が出されたことにより、審議事項を各会派に持ち帰り検討した上で、次の会議までに意見をまとめてくることになりました。

なお、この会議で本特別委員会の検討課題として挙がった内容は以下のとおりです。

【検討課題】

1. これまでに検討課題として挙がっている直近の課題について
 - (1) 政務活動費の額について

(2) 政務活動費の公表方法等について

2. これまでに検討課題として挙がっている中・長期的な課題について

(1) 通年議会の導入について

(2) 本会議における代表質問制度の導入について

(3) 議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の具体的な運用について

①自由討議（議員間討議）

②専門的知見の活用

③参考人招致・公聴会の実施

④附属機関の設置

⑤政策討論会

⑥出張委員会

(4) 一問一答方式の議案質疑への導入について

(5) 一般質問における一問一答方式に関する事項について

(6) 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加について

(7) 議席及び執行部席におけるマイクの設置について

(8) 質問議員名、答弁者（氏名、役職名）を記載した電光板（ネームプレート）の設置

第3回特別委員会

平成26年6月12日に第3回特別委員会を開催しました。

[政務活動費の額について]

各会派で協議された意見が報告された結果、政務活動費の額を増額する方向で一致しましたが、増額を進めるための事務手続き等の関係から、10月上旬には金額の決定を行わなければならず、委員全員の意見の集約までには至りませんでした。金額の決定までに時間があまりないことから、本日の各会派の意見を踏まえ、再度、必要な額をいくらに設定するのか、必要とする金額の根拠、また3カ月間の検討で間に合わせられるのかを各会派で協議し、意見をまとめてることになりました。

《主な意見》

- ・政務活動費の額は上げるものとして考えているが、使途の項目が増えてから3カ月しか経っていないため、どのくらい上げるかには研究が必要。金額はまだ確定していない。
- ・政務活動費の額は増額する方針だが、具体的な額はしっかりととした積算を行う必要がある。
- ・月額5万円として増額を考えている。行政視察に年間で18万円、研修費を6万円、広報費として自己負担していたチラシが月2万として36万円。その他の資

料費、事務費を入れて10万円として、1人一ヶ月5万円という試算で額を設定した。

- ・額を上げることはやぶさかではないが、上げることありきではなく、1年間様子を見てからでもよいのではないか。
- ・もう少し研究を続け、上げるのにはこのくらいという確証を持つ必要がある。
- ・近隣の状況も踏まえて上げていく方向で考えている。金額については、もう少し研究をしながら個別に設定をお願いしたい。

〔政務活動費の公表方法等について〕

各会派からの意見が集約され、方向性が決められました。政務活動費の市民の方々への報告については、議会だよりに告知文を掲載し、市議会のホームページにおいて詳細を公開する。また、市議会のホームページを見ることが難しい場合には、議会事務局において市民の方々が紙媒体でも確認できるよう書類を備える方向で決まりました。なお、公開内容等については、今後も協議が続けられます。

《主な意見》

- ・政務活動費の公表方法では、議会だよりで限られた紙面を割くべきではなく、市議会のホームページに掲載していくべきである。
- ・市議会のホームページに公表することは、会派で意見を確定させているが、インターネットを見られない方もいることから、ホームページだけではなく紙媒体での公表も必要である。ただし、議会だよりの紙面を大きく割くようであれば、例えば告知等で政務活動費を公表している旨を掲載し、「詳しくは議会事務局に紙面等があります。」といった告知を載せるのがよいのではないか。
- ・市議会のホームページのみに掲載する。議会だよりへの掲載は、紙面を取られてしまうことから載せない。
- ・市議会のホームページには載せる。議会だよりについては、載せられる範囲で載せる。ただし、紙面の都合もあることから、詳しくはホームページや議会事務局への問い合わせを促す文を載せる。
- ・市議会のホームページのみに掲載し、詳細はホームページ等を見てもらえるよう議会だよりに文を入れる。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に本特別委員会の会議が開催できるよう手続きが行われました。

〔本特別委員会における審査報告について〕

議員間のコンセンサスを図るために、定例会ごとに要点をまとめた中間報告を本会議で行うことが確認されました。

第4回特別委員会

平成26年7月10日に第4回特別委員会を開催しました。

〔政務活動費の額について〕

各会派で協議された政務活動費の額及びその根拠付けの報告を各委員が行ったあと、増額の時期について、平成27年度の当初予算から増額とするのか、平成28年度の当初予算から増額とするのかが協議されましたが、各委員の意見は一致しませんでした。特別委員会としては、可能な限り全委員の意見の一致が望ましいであろうことから、引き続き協議を行うとともに、最終的な結論までの協議上のスケジュールが確認され、次の会議で積算根拠の報告も行うことになりました。

《主な意見》

- ・平成27年度から政務活動費の額を増額できるよう進めるべきである。
- ・新たな支出項目で1年間検証し、その後に改めて時期や額について検討すべきである。
- ・政務活動費を取り巻く問題については、領収書を添付し、何に支出を行ったのかをしっかりと示していくべき問題はないと考えている。
- ・使途基準を示した「手引き書」も作成されているので、「手引き書」に則った支出を行えば問題ないのではないか。金額については試算をすることにより議論が変わってくるのではないか。議員の活動を担保することも必要と考える。
- ・他市と比較しても低額であり、議員としての活動報告を行う際の経費も自己負担で行っている現状がある。
- ・金額を上げる一定の根拠はあるが、市民感情から考えてこの時期に上げることは慎重に考えるべきではないか。
- ・慎重になることと先延ばしにすることは異なる。市民感情に耐えうるだけの積算根拠と説明ができるような体制が必要となる。
- ・必要な積算を行い、平成27年度当初予算に間に合うかの時間的なことも含めて、改めて会派で協議を行いたい。
- ・これ以上、先延ばしをすることはできないので、協議を改めて行うのであれば今後のスケジュールも確認しておくべきである。

〔政務活動費の公表方法等について〕

前回の会議で議会だよりに告知文を掲載することや、詳細は市議会ホームページで公開していくことなどが決められたことにより、議会だよりや市議会ホームページへの掲載文例及び様式等が提示されました。この文例及び様式等が了承されたことから、詳細なレイアウトや文章表現等を広報広聴委員会で協議してもらうよう報告することになりました。

〔議員研修会の開催について〕

春日部市議会では、市民に身近で開かれた議会を目指し、各種の議会改革を行ってき

ていますが、議会改革度を計る一つの指標でもある市議会議員一般選挙において、投票率が低かったことから、委員長から研修会の開催が提案されました。この研修会では、投票率を上げるために必要な方策を勉強することを通じて、市議会への市民の関心を高め、春日部市議会のさらなる議会改革につながるよう提案されたものであり、協議の結果、研修テーマを「さらなる議会改革に向けて～市民に关心を持たれる議会を目指して～」として開催することとしました。

第5回特別委員会

平成26年7月30日に第5回特別委員会を開催しました。

〔政務活動費の額について〕

政務活動費の増額の時期について、最終的な方向性を決めるために各委員から会派で取りまとめた意見と具体的な積算根拠の報告が行われました。協議の結果、全委員の意見が一致しなかったことから、このまま協議を続けるのか、採決を行うのかが議論され、時間的制約もあることから、採決により今後の方向性を決めることができました。採決の結果、政務活動費の増額は、平成27年度当初予算から交付額を月額5万円として進めていくことが決められました。なお、この結果を各派代表者会議に報告し、特別職報酬等審議会で諮問を行ってもらうよう手続きを進めていくことになりました。

《主な意見》

- ・現行で行政視察を年2回行っているほか、会報、全国市議会議長会の研修、全国都市問題会議の研修といったものを勘案して月額5万円として提案する。
- ・具体的な額については、3万円から5万円程度で考えている。
- ・調査研究費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費は従前どおりとし、追加の4項目に関して想定の上、月額5万円として意見がまとまった。
- ・今年度1年間を新しい基準で支出した上で、改めて決めていくことが望ましい。現時点での額の試算はしていない。
- ・調査研究費から事務費までということで月額5万円。
- ・会派で広報紙も出しているし、個人的な視察も自己負担で行っている。しっかりと勉強したことを公表し、領収書を添付すれば後ろめたいことはない。先延ばしせずにしっかりと決めたほうがよい。
- ・社会問題となっている件については、説明責任がしっかりと果たされていないから問題になっていると考えている。説明責任を果たせるようきちんと公表していくべきである。
- ・政務活動費に対して非常に関心が高まっている時期もある。春日部では、不正な使い方はできないことを市民によく理解してもらう期間が必要ではないか。9月の決算からインターネットで公開する予定だが、市民の理解を得た上で、その後の段

階で必要があれば増額するべきと考えている。

[本特別委員会の今後の新たな検討課題等について]

特別委員会で検討すべき課題を改めて整理することになり、新たな課題や早期に検討したほうがよいと思われる課題について意見交換が行われました。発言のあった意見は、今後の特別委員会の議題として挙げていくことで了承されました。

《主な意見》

- ・議場に持ち込む携帯電話等について、及び政務活動費の使途基準の費目に携帯電話の通信費も支出できるよう検討する必要がある。
- ・常任委員長の交際費について、議案質疑及び一般質問における代表質問制や代表質疑制について、市議会のインターネット中継をスマートフォンでも見られるようにすることについて検討する必要がある。

第6回特別委員会

平成26年8月20日に第6回特別委員会を開催しました。前回の会議において、今後検討したほうがよいと思われる新たな課題や早期に検討したほうがよいと思われる課題などが改めて整理されたことにより、今回の会議では以下の「議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について」、「携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて」の意見交換が行われました。

なお、中間報告書（案）については、本特別委員会の審査経過の報告として9月定例会に提出することが了承されました。

[議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について]

議案質疑と一般質問のあり方、代表質問制度等の導入の方向性などについての意見交換が行われました。なお、次回の会議までに各会派の意見を確認してくること、及びより具体的なシミュレーションをもって協議が進められるよう資料等を検討することになりました。

《主な意見》

- ・代表質問制度を設けたほうがよいという話は以前から言われていたことである。実際の導入に当たっては細かい話にもなるので、まずは導入の可否について意見を聞かせてもらうのがよいのではないか。
- ・議員の発言を制約する方向で導入するのであれば反対である。例えば、市長の施政方針に代表質問を認めるということであれば、一般質問とは別になるので議員の発言を制限するものではないが、議員の一般質問を少なくして代表質問に代える、あるいは質疑に代えて代表質問制度を導入するということであれば反対である。
- ・質疑と一般質問が混在しているケースがよくある。質疑は、議案に対して疑義があった場合に行うべきものだが、自分たちの持論や要望も発言しているケースがある。

それであるならば、質疑と一般質問を一緒にするのもよいのではないか。また、特に質疑において問題点が多いので、それをコンパクトにし、質の高いものにすることで、まず質疑を代表質問制度にする。一般質問はしっかりと議員個人のものとして担保していくというのも一つの方法ではないか。

- ・質疑のあり方としては、質問にならないよう注意を払っていかなければならぬが、それをそのまま理由として代表質問にというのはいかがなものか。
- ・以前から質疑は聞くだけになっていて自分の持論は言えないという点がある。3月定例会や9月定例会の場合は、質疑をしながら一般質問にもっていくことも可能にするべきではないか。あえて3月定例会と9月定例会は一般質問の時間を設けず、質疑と一般質問の時間を合わせてしまう方法もあるのではないか。
- ・ほかの地方議会では、決算委員会や予算委員会を設置し、そこで重点的に議論している。そのような点を参考にして、3月定例会や9月定例会の予算・決算の際に質問と議案に対する質疑に主觀を述べられるような新たな仕組みを構築することも一つの手段ではないか。
- ・予算・決算で質疑や質問をしてしまうとそれ1回ということになり、大幅に制限されるということになるので、それならば認められない。
- ・内容を精査してあれば、1回の登壇でも問題ないのではないか。2回登壇の機会があっても同じようなことを聞いているのでは仕方がない。
- ・2回登壇し、合わせて2時間行えれば、それだけ別のことを見認できる。

〔携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて〕

これまで、議場内や各委員会などの会議における携帯電話等の取り扱いについて申し合せなどが決められていない状況だったことから、携帯電話のほか、電子機器類を含めた形で本会議場内への持ち込み、または各委員会等の会議における取り扱いについても協議が行われました。なお、次回の会議までに各会派の意見を取りまとめてくることになりました。

《主な意見》

- ・携帯電話は、1人1台、若しくは2台・3台の時代ですから、音が鳴らないようにしてもらうということが確認できればよいのではないか。それとは別にタブレット端末をどのように扱っていくのかを考えるほうが現実的である。
- ・携帯電話の場合は、議場内にかかるべきでも出られないのだから、控え室に置いておくことにも同じである。携帯電話は議場内に持ち込まないほうがよい。
- ・議場内での通話は当然できないが、まずは音が鳴らないようにする必要がある。
- ・一般質問等で難しい言葉が出てきたりした場合にその言葉の意味をすぐに調べることができる。常識的な範囲の中で取りあえず対応し、市民の方から意見が多いようであれば、改めて規制を考えることでよいのではないか。

- ・議会を傍聴に来た人が、議員席を見たときにスマートフォンを触っていたとか、携帯電話を触っていたとか、批判的に言われたりする方もいる。タブレット端末は、資料の閲覧のみにするなどの活用方法を今後考えていいかと思うが、携帯電話は市民が見ているのだというところを意識した議論をしたほうがよいのではないか。

第7回特別委員会

平成26年9月16日に第7回特別委員会を開催しました。

[議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について]

前回の会議に引き続き、協議の進め方や導入の方向性などについて、意見交換が行われました。今後は、他市の状況等を検証しながら時間をかけて協議していくことが確認されました。

《主な意見》

- ・代表質問制度は、導入していくほうがよいと考えるが、多くの選択肢が出てくるので各会派とも運用方法を整理する必要がある。
- ・代表質問制度そのものに反対ではないが、これまで行ってきた質問や質疑が制限されない形での導入ならよい。これまでの質問が制限されるような方向では反対。
- ・代表質問はやっていこうという意見がある。
- ・代表質問は導入すべきだとの意見がある。

[携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて]

各会派から、携帯電話の本会議場内への持ち込みに関する意見が出されました。携帯電話を持ち込むことについては、緊急時の対応等もあることから各会派とも許可するとの結論に至りました。なお、持ち込んだ際には良識の範囲で使用は控えるものとされました。

また、タブレット端末の取り扱いについては、飯能市議会の導入の例が説明された後、今後の研究課題となりました。

《主な意見》

- ・携帯電話を持ち込まないということであれば、自主的に持ち込まないということでおいのではないか。
- ・緊急地震速報なり、緊急の場合も考えられる。本会議場内の情報は限られてしまうので外の情報が入りづらいところがある。
- ・持ち込み自体は、災害時などの対応もあり許可の方向でよいが、使用については会派内でも意見が分かれる。緊急に調べなければならないことはめったにないので、誤解を生むので止めたほうがよいなどの意見もある。

[委員長交際費について]

委員長交際費については、各派代表者会議で協議した結果、議会改革検討特別委員会

において一定の方向性を出していくよう結論付けられたことから、今後の会議で協議していくことが報告されました。

〔主な意見〕

- ・従来の議長交際費のほかに予算要求するのか、議長交際費の予算の中で支出していくことを考えているのかを確認する必要がある。
- ・各団体等から常任委員長に案内のあった公務は、昨年1年間でどの程度あったのかを確認する必要がある。
- ・他の自治体の状況を確認する必要もあるのではないか。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会の会議が開催できるよう手続きが行われました。

第8回特別委員会

平成26年12月11日に第8回特別委員会を開催しました。

〔政務活動費について〕

春日部市特別職報酬等審議会での経過について報告が行われました。まず、10月29日に行われた第1回の審議会では、会派ごとに提案のあった資料を基に作成された「政務活動費交付検討資料」を各委員に配布し、改正理由、改正額の根拠、他市の状況等について説明が行われたこと、及び11月20日に行われた第2回の審議会では、最終的な質疑応答が行われ、政務活動費の額を引き上げることへの是非について審議されたことが報告されました。なお、答申については、12月22日に開催される第3回の審議会で出される予定であることも報告されました。

次に、市議会ホームページでの政務活動費の公表について、会派別に表記された平成25年度の収支報告一覧を公開した旨の報告が行われました。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に本特別委員会の会議が開催できるよう手続きが行われました。

第9回特別委員会

平成27年3月9日に第9回特別委員会を開催しました。

〔政務活動費の手引きの変更について〕

2月16日に政務活動費の交付に関する条例の一部改正が可決されたことに伴い、「政務活動費の手引き」に掲載されている「政務活動費の概要」及び参考資料の「政務活動費の交付に関する条例の制定経過」についての一部を改訂するための協議が行われました。

また、併せて広報費及び広聴費の使途基準の中に広報誌などに原稿等を掲載するための掲載料の追加が協議され、掲載内容の分かるものを収支報告書に添付するものとして

使途基準に加えられました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に本特別委員会の会議が開催できるよう手続きが行われました。

第10回特別委員会

平成27年3月19日に第10回特別委員会を開催しました。

[委員長交際費の支給について]

埼玉県内の人口20万人以上の市及び関東圏の特例市のうち、議長以外に交際費の支給が行われている4市の状況が報告されました。

4市の状況を勘案し、議長が副議長や委員長の出席を要請する場合を想定し、会費が生じる会議等に議長、または代理人と共に出席する場合に支出することができると限定した上で、支出先となる団体を議長交際費の支出基準のうち、慶弔費の範囲内とするA案とその他の団体も含むB案が示されました。また、合わせて議長交際費の支出の基準とその公表に関する要綱の一部改正（案）が提出されました。

内容を慎重に検討する必要があるとの意見から、次回までに各会派の意見を取りまとめてくることになりました。

[会議録検索システム及びインターネット中継のスマートフォン版について]

スマートフォンでの会議録や本会議の中継映像等の閲覧については、新年度の各委託契約の締結後に現行と同額の委託経費で閲覧することができる点と運用を開始するまでに時間を要する旨の報告が行われました。

第11回特別委員会

平成27年5月12日に第11回特別委員会を開催しました。

[委員長交際費の支給について]

委員長交際費の支給に伴う支出基準の範囲と要綱（案）について、各委員から意見等の報告が行われました。支出基準の範囲では、議長と同程度とするB案との意見が多く、少数意見となったA案を選択した委員の会派では、改めて持ち帰り検討することになりました。なお、要綱（案）の内容については、全委員一致で要綱（案）のとおりとの結論に至りました。

[会議録検索システム及びインターネット中継のスマートフォン版について]

市議会のホームページが、6月定例会からスマートフォンでの閲覧が可能になり、スマートフォンを使っての会議録の検索、本会議の中継映像及び6月定例会分からの録画映像が視聴できるようになる旨の報告が行われました。

[中間報告書（案）について]

特別委員会の審査経過の報告として、6月定例会に提出することが了承されました。

第12回特別委員会

平成27年6月15日に第12回特別委員会を開催しました。

〔委員長交際費の支給について〕

議長交際費の慶弔の支出基準に沿ったA案とご案内のあった団体等への会費を議長と同程度の支出としたB案のどちらを選択するかについて、少数意見となっていた会派から支出の範囲を広げないことを前提としてB案に同意との報告がありました。これにより、議長と同程度の支出範囲として要綱改正を行うとの方向性が決められました。また、交際費が支出されるまでの手続きについても説明が行われました。

《主な意見》

- ・限定した使い方にすべきという立場において、範囲を広げないとの意見を付けて同意する。
- ・議員はお祝い金を出すことは禁止されている。お祝い金と混同しない形での会費であればよいが、誤解を生まないようにする必要がある。

〔議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について〕

第7回の会議において、各委員から代表質問制度に関する意見が出され、導入について議論していくことが確認されていましたが、この会議では今後の協議を進めるに当たり、現時点における各委員の考えを確認しました。

《主な意見》

- ・質疑や一般質問は今までどおりで、市長の施政方針について代表質問を探り入れるような形であればよい。
- ・代表質問は、施政方針だけということではなく導入していくべきである。
- ・一般質問については、質問時間をどうするかなど大分議論してきた経過がある。質疑については、一問一答方式へという方向性が出ていたと思う。いずれにしても、少し落ち着いてから議論したほうがよい。
- ・一問一答方式には、少なくとも慣れてきていると思う。
- ・同じ質疑等を本会議でも行い、委員会でも行うというのはどうなのか。会派等々を代表する委員会の立場で質疑したほうがよいのではないか。
- ・一人会派の議員は、自分の所属する委員会での質疑ができなくなるので、少し整理する必要があるのではないか。

〔市議会ホームページへの掲載事項について〕

現在の市議会ホームページでは、議員提出議案の「決議」及び市民等から提出された「陳情」が掲載されていないことから、ホームページへの掲載について協議が行われました。

その結果、「陳情」については、地域の要望などの限定的な内容を多く含む点から掲

載しないことで結論付けられ、「決議」については、各会派での検討結果を次回の会議で報告することになりました。

《主な意見》

- ・陳情の掲載は、慎重にしたほうがよい。
- ・陳情は掲載しないことでよいと思う。意見書や決議の議決結果や内容は、どういう内容が決められたのか載せることは非常によいことだと思う。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会の会議が開催できるよう手続きが行われました。

第13回特別委員会

平成27年7月22日に第13回特別委員会を開催しました。

[議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について]

この会議では、近隣他市の状況について事務局から報告が行われました。なお、この報告内容も参考にして、次回の会議で各会派の意見を報告することになりました。

《主な意見》

- ・春日部市議会が委員会を重視して構成するのか、本会議を中心として構成するのかを最初に決めてからでないと方向性は見い出せないのでないか。
- ・個人の意見としては、川口方式は見るべきところがある。質疑と一般質問と一緒に行う形式は時代に合っているのではないか。
- ・特別委員会を設置して、委員会で慎重審議を行い、本会議での質疑はコンパクトにしていく方向性もあるのではないか。
- ・委員会での質疑の内容は、本会議では質疑しないなど、委員会の位置付けといったものを整理しなければならないのではないか。

[市議会ホームページへの掲載事項について]

議員提出議案の「決議」の内容を市議会ホームページに掲載することについて、各会派の検討結果を確認した結果、今年の案件から掲載することに決まりました。

[会議規則の一部改正について]

市議会の本会議及び各委員会等の会議について、近年の男女共同参画の状況を鑑みて、女性議員が出産を理由に欠席することを認める旨の規定を市議会会議規則に新たに加えることの協議が行われました。この規定を加えることに反対の意見はなく、9月定例会に議員提出議案として会議規則の一部を改正する方向性が確認されました。

[政務活動費における備品購入について]

パソコンや新たな機器としてタブレット端末を利用する議員も増えてきており、政務活動費におけるタブレット端末等の取り扱いを協議するために議題として挙げられました。

なお、4区議長会の構成市の取り扱い状況について、事務局から説明があった後、パソコンやタブレット端末の購入及びリースの考え方や、タブレット端末の使用用途を各会派で検討し、次回の会議で報告することになりました。

〔主な意見〕

- ・比較対象として調べるのであれば人口20万人以上の特例市などではないと議論の対象にならないのではないか。
- ・パソコンやタブレット端末は、持ち帰ることができるので個人利用も考えられる。経費の按分なども研究した上で判断したい。
- ・パソコンは、なくてはならないものになっている。議員に必要な備品として、ルールを決めて導入していきたい。

〔議員研修会の開催について〕

議会改革検討特別委員長から、今年度の議員研修会の開催についての提案がありました。今年は、4月から政務活動費の交付額が増えていることに伴い、11月17日に研修テーマを「(仮) 政務活動費の活用について」とし、明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦氏にご講演をいただくことで調整中であることが報告され、今年も議員研修会を開催する方向性と、この旨を議長に別途報告することが確認されました。

第14回特別委員会

平成27年8月20日に第14回特別委員会を開催しました。

〔議案質疑と一般質問のあり方(代表質問制度等)について〕

これまでの意見や参考資料をもとに、各会派で検討した結果が報告されました。内容は代表質問制度の導入を中心に行われ、報告の後に意見交換が行われました。

なお、各会派の報告内容を持ち帰り、改めて会派内で検討することになりました。

〔主な意見〕

- ・議案質疑と一般質問のあり方は、他市でも工夫されており集約しているケースもある。例えば、会派ごとの時間割り振りや、1人の議員は年2回の質問にするなどの意見もあった。いずれにしても、手を加えていくべきである。
- ・議会が市民の皆さんに分かりやすく効率的、かつ効果的に実施できる方向がよいと考えている。現状では質疑と質問が混同してしまうことや、本会議の質疑と委員会の質疑が重複してしまうときがあり、これらを見直しながら今後に備えていきたい。
- ・代表質問は、3月定例会のときに会派の議員一人当たり5分として行うことや、質問と答弁を含めて会派1人が2時間という意見もあった。まずは、3月の予算審議のときだけ、代表質問を行い、質疑も一般質問も一緒に行うのはどうかとの意見があった。
- ・議案質疑についても一問一答方式を導入し、分かりやすくする必要がある。一般質

問や緊急質問は、議員にとって欠かすことのできない権限である。制限することは認められない。一般質問は今までどおりの仕組みで行っていきたい。3月議会の予算審議は、施政方針に質疑ができるようにしたほうがよいのではないか。

- ・一問一答方式での質疑は、徐々に質問に入ってしまって取り扱いが難しい。質疑だけでなく、議案質疑と一般質問を一緒に行う形に変えるほうがよいのではないか。
- ・代表質問は、まだ具体的に考えられないが、地方議会はあまりしばりがないほうがよいと考えている。現時点では、質疑と質問を明確に分ければそれでよいのではないか。
- ・少数会派の立場では、今までどおりの質疑と一般質問の形でよいと考えている。代表質問は、施政方針に対して新たにできるということを付け加える方法も考えられる。
- ・代表質問を特定の定例会に限定して始めてみると、これは大いに結構かと思う。ただし、代表という言葉が付くので、時間的な割り振りを導入しないとならない。無所属の議員は、別のルールをつくるなどの工夫も考えられるのではないか。
- ・施政方針への代表質問は、必要ないと考える。会派が順々に質問をしていくと、最後のほうの質問では内容が重複してしまう。
- ・3月定例会の予算審議に代表質問を導入するとした場合、施政方針に則った予算編成がされているので、別枠で時間を設定する必要はないと考える。
- ・代表質問の内容を議会だよりに掲載する場合、会派の人数が少ない会派でも、人数の多い会派でも差がなく掲載されることが考えられるので、この掲載方法についても併せて検討する必要があるとの意見が会派の中であった。
- ・議員の発言権が最も大事であり、予算編成についての質疑は、市民の要望を取り上げるのだから、これを制限するようなことがあってはならない。
- ・1時間掛けて、今までと同じようなことを質疑するよりは、今まで以上に掘り下げて質疑をすることのほうが、議論が先に進むと考える。議論をより進化させることのほうが今は必要だろうと思うので、皆さんのコンセンサスが取れればよいと考えている。
- ・予算・決算特別委員会の設置については、判断に必要な資料がもう少し必要である。

〔政務活動費における備品購入について〕

パソコンやタブレット端末の購入及びリースの考え方、タブレット端末の使用用途に関して、各会派から報告がありました。この報告により、政務活動費を使ってパソコンを購入していくこと。購入台数は会派の人数を上限とすること。現時点で、タブレット端末は購入しないことが決められました。

また、次回の会議では、購入する際の政務活動費の負担割合等を協議することになり

ました。

《主な意見》

- ・パソコン及びタブレット端末は、議員の活動に使えるよう導入すべきである。
- ・リース契約で一人1台を検討する必要がある。購入の場合には、いろいろな制限を設けなければならないのではないか。保管場所も会派控室に置くという意見が出ている。
- ・パソコンについては、購入するほうがよいと考えている。ただし、私的利用の問題も出てくるので、会派控室で利用する形が望ましい。
- ・パソコンは、リース契約よりも購入する形が安価に済むのではないか。タブレット端末は、携帯電話等と一緒に自己所有をしている状況なので、各自、自己所有でもよいのではないか。
- ・私的利用について、どこで線を引くのかというガイドラインまでつくらないと難しい。タブレット端末の購入は必要がないのではないか。文書を作成したり、調べものをするのであればパソコンになるであろう。また、夜中に調べものをしなければならない場合も出てくることを考えると按分ではなく、全額政務活動費の購入で会派控室に保管がよいのではないか。
- ・政務活動費でパソコンなどを導入することに賛成だが、私的利用も含め、按分や利用上の制限も細かく決めていくべきではないか。併せて通信料も細かく検討していかなければならない。
- ・飯能市議会は、すべてタブレットにしている。政務活動費の支出の按分はすでに判例があるので、市民への説明はできる。通信料は、問題点も多いのでWi-Fi専用機として導入する方法がよいのではないか。

第15回特別委員会

平成27年9月15日に第12回特別委員会を開催しました。

〔議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について〕

第15回の会議において、予算・決算特別委員会の設置に関する施行時特例市を対象とした状況について資料の配布が行われ、併せて事務局から資料の説明がありました。なお、配布のあった資料を基に、改めて各会派の意見を確認することになりました。また、議案質疑の方法を考える上で各課題を順序立てて議論を進める必要があるとの意見から、議論の順番を整理した参考資料の配布があり、それぞれの意見が出されました。

《主な意見》

- ・最初の議案質疑への一問一答方式の導入については、以前から課題になっていたのでやったほうがよいと思うが、2番目以降の課題については、現状のやり方でどこがまずいのか、話し合ったほうがよいのではないか。

- ・議案質疑への一問一答方式の導入は、無しになった話がある。また、順序立てて1番目が駄目なら2番目には進まないというやり方ではないほうがよいのではないか。同時に進めてもよいのではないか。
- ・質疑なのか、要望なのか、質問なのか、どういう基準でやり取りするのかを確認する必要があるのではないか。

[政務活動費における備品購入について]

最初に事務局から4つの裁判の判決例について説明が行われ、その後に各会派からの検討結果の報告が行われました。なお、パソコン及びタブレット端末の購入に関し、負担割合を2分の1、1台について上限額10万円、修理費や機器の使用に関する通信費についてはいずれも自己負担ということで意見が一致し、この取り扱いを10月1日からとすることで了承されました。

[閉会中の特定事件について]

議会の閉会中に特別委員会の会議が開催できるよう手続きが行われました。

第16回特別委員会

平成27年12月7日に第16回特別委員会を開催しました。この会議では、陳情第10号に関する意見交換と今後の陳情の取扱いについて協議が行われました。

[陳情第10号の意見交換について]

市議会の議場に県旗を掲揚すること、及び開会時や閉会時に国歌斎唱を求めるなどの陳情内容について意見交換が行われました。

《主な意見》

- ・この問題はさまざまな意見や感情もあり、本来強制すべきものではない。思想などの自由を保障することからも賛成できない。
- ・市議会なので県旗を掲げる必要はなく、他市でも行われていないようである。国歌についても市議会なので必要ないと考える。

[春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求める陳情]

陳情についても、請願と同様に採決を行うことなどを求めた陳情内容について、今後の陳情の取扱いを協議しました。なお、会派に一度持ち帰り改めて協議することになりました。

《主な意見》

- ・請願は、紹介議員も必要であって、責任の所在もはっきりしている。陳情は紹介議員の必要はなく、陳情それ自体を受け付けないということはない。先例もあることから、これまでどおりがよい。
- ・近日中に特別委員会が再度開催されるなら会派に持ち帰って検討したい。
- ・郵送の場合もよいということであれば、書かれた住所地に確かに住まいなのかな

ど確認を取るには難しい面もある。議員間で充分に議論したほうがよい。

- ・陳情はだれでも提出でき、請願は紹介議員を付けてきちんと議論を行っている。しつかり議論する部分と門戸を広げて声を聞く部分を春日部市議会は分けてきたと考えられるので今までどおりでよい。

第17回特別委員会

平成27年12月16日に第17回特別委員会を開催しました。この会議では、第16回の会議に引き続き、陳情の取扱いについて協議が行われました。なお、協議の結果、陳情の取扱いについては今までどおりということで結論付けられました。

〔春日部市議会における陳情の取扱いの改正を求める陳情〕

《主な意見》

- ・現状のままでよいのではないか。
- ・請願は、国民に認められた直接請求権の一つとして請願法で規定されており、審議に値するような体裁等を整えてもらう形になっているが、要望や陳情はそのような扱いをしていない。請願を出せない人たちのために要望や陳情という形があるので問題はない。

〔閉会中の特定事件について〕

議会の閉会中に特別委員会の会議が開催できるよう手続きが行われました。

第18回特別委員会

平成28年1月18日に第18回特別委員会を開催しました。この会議では、議案質疑と一般質問のあり方に関する今後の議会運営について、順序立てて議論を進めるための順番について意見が出されました。また、広報誌作成時の写真掲載の考え方についてでは、政務活動費の支出に関して協議が行われました。

〔議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について〕

各会派からの意見が報告され、概ね3通りの進め方に集約されることになり、引き続き協議することになりました。なお、予算・決算特別委員会の設置についての協議では、設置した場合に想定される議案審議の流れを確認する資料が必要との意見が出されました。

《主な意見》

- ・今後の協議の順番について
 - ア. 最初に予算・決算特別委員会の設置を協議し、次に施政方針への代表質問の導入、その後に議案質疑への一問一答方式の導入、議案質疑と一般質問と一緒にを行う方法を検討し、最後に質疑等への代表質問制度の導入を検討するよう協議が必要である。

- イ. 最初に議案質疑への一問一答方式の導入と議案質疑と一般質問を一緒に行う方法を一つとして協議を行い、次に質疑等への代表質問制度の導入と施政方針への取り扱いを協議する。最後に予算・決算特別委員会の設置について協議を行う。
- ウ. 最初に議案質疑への一問一答方式の導入と議案質疑と一般質問を一緒に行う方法を一つとして協議を行い、次に予算・決算特別委員会の設置について協議する。最後に質疑等への代表質問制度の導入や施政方針への取り扱いを協議する。
- ・予算・決算特別委員会は、視察先でも設置されており、仕組みという点でほかの課題とは異なっている。短期的に実現すべきことを視野に入れるなど考慮する必要があるのではないか。
- ・議案質疑への一問一答方式の導入及び議案質疑と一般質問を一緒に行う方法は、意見の一致が難しい課題ではないか。予算・決算特別委員会は、かなりの自治体でも設置されており、委員会の形態を変えるという大きな変革を最初にやるべきではないか。また同意を得られるところから進めるべきではないか。
- ・議会改革検討特別委員会として成果を出していくということであれば、予算・決算特別委員会の設置からの協議もあるが、この特別委員会が設置された目的からすれば議案質疑への一問一答方式の導入等からの協議順ではないか。成果を出すということであれば予算・決算特別委員会の設置も考えられる。
- ・本会議で予算や決算のポイントを質疑して、常任委員会で詳しく確認するという流れが頭にある。予算・決算特別委員会の設置がさらに充実するという確信が持てれば予算・決算特別委員会の設置から協議ということも考えられる。
- ・予算・決算特別委員会の設置については、会派内でも意見が分かれている。今は協議を進める順番を考えるだけで、課題の中身は一つ一つ考えていくということを確認したい。

〔広報誌作成時の写真掲載面積の考え方について〕

第16回の会議において、政務活動費の支出に関する意見がその他として出されました。予算要望書提出時等の写真掲載部分を政務活動費の支出対象に含めることができないか、写真掲載時の考え方を整理できないかということで、近隣他市の状況報告を踏まえた上で、支出に関する取り扱いの協議が行われました。なお、次の会議では、改めて追加される資料も参考に協議を行うことになりました。

《主な意見》

- ・顔写真と記事の内容を補完するものや説得力を持たせるための写真を同率に考えるのがおかしいのではないか。
- ・どういった写真が対象にならないかを議論するべきで、紙面の何パーセントという話ではないのではないか。そこをクリアにしてから紙面上の割合を考えるべきでは

ないか。

- ・一般質問の内容に伴う写真は認められているのに、市長に要望書を出している写真が認められない理由が分からぬ。
- ・駅前で何かの活動を行ったとして、パフォーマンスとして受け取られる場合もあり、その内容は複雑で個々に異なってくる。
- ・他市では全部出してもらっているというところもある。県議会では按分を使っているのではないか。

第19回特別委員会

平成28年2月25日に第19回特別委員会を開催しました。

〔議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について〕

前回の会議では、各会派から協議の進め方の順番について、いくつかの考え方が出されており、他の会派の意見も参考にして改めて会派の考えをまとめてくることになりました。この会議では、各会派から意見のあった協議の順番を一覧にした資料が配布され、併せて予算・決算特別委員会の議案審査の流れ等の資料も配布されました。

再度行われた協議の結果、継続して設置する予定の検討組織における短期的な課題の一つとして、予算・決算特別委員会の設置についてからを先行して協議を進めることで全会派の意見が一致し、議長に報告することになりました。

〔広報誌作成時の写真掲載面積の考え方について〕

この会議では、埼玉県議会の取り扱いの現状や他市の取り扱い状況の報告が行われるとともに、委員から意見のあった内容を含めた形で新たな基準（案）が提出され、協議が行われました。この結果、写真の掲載は政務活動の記事と関連があることとし、大きさについては、会派の集合写真及び議員個人の写真のいずれの場合も紙面の5分の1程度を限度とする内容等の「政務活動費による会派広報誌発行基準（案）」を適用していくことで、議長に報告することになりました。

第20回特別委員会

平成28年3月11日に第20回特別委員会を開催しました。

この会議では、第19回の会議の内容を報告書に追記するための資料が配布され、既に配布されている報告書（案）と併せて議長に提出することが承認されました。

4. まとめ

① 設置

議会改革検討特別委員会は、地方分権の進展と市民からの多様な要請等に対応するために、春日部市議会基本条例第15条の規定により、自らの改革に不斷に取り組むための組織として、平成24年6月から平成26年3月まで設置された議会改革検討特別委員会に継続して、平成26年5月12日に設置されました。

本特別委員会においても、各会派から選出された11人で構成し、全20回の会議を開催の上、本市議会の議会改革について積極的な調査と協議を進めました。

② 調査・協議事項

ア. 会議規則の一部改正について

全国市議会議長会が示す標準市議会会議規則の第2条が一部改正され、本会議や委員会の欠席理由に「出産」の文言が明文化されました。これまででも出産を理由に本会議や委員会を欠席することは可能でしたが、男女共同参画を考慮した議会活動の促進を目的として、本市議会においても会議規則に明文化していくのかを協議しました。なお、本特別委員会では会議規則を改正する方向性が示され、平成27年9月定例会で会議規則の一部改正が行われました。

イ. 議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について

平成23年12月定例会及び平成24年3月定例会の一般質問に一問一答方式を試験的に導入し、その結果を踏まえて質問時間等の協議を重ね、平成24年6月定例会から本格的に一問一答方式を実施しました。その後の議会改革検討特別委員会では、さらなる充実を図るために、議案質疑への一問一答方式の導入や代表質問制度の導入に加え、予算・決算特別委員会の設置等について、協議が行われてきました。今後については、継続して設置することが予定される検討組織の短期的な課題の一つとして、予算・決算特別委員会の設置についてから先行して協議を進めることで全会派の意見が一致し、議長に報告することになりました。

ウ. 政務活動費について

○政務活動費の額

政務活動費の額については、前議会改革検討特別委員会でも協議が行われてきた課題でした。平成26年4月から広報費、広聴費、研修費の使途項目を加え、市政の調査研究をこれまで以上に推進することが求められるなか、各会派から具体的な積算根拠が示

され、平成27年4月からの政務活動費の増額を求める意向が方向付けられました。なお、平成27年3月定例会で政務活動費の交付に関する条例の一部改正が行われ、平成27年4月から月額5万円が交付されています。

○政務活動費の備品購入

パソコンのほか、新たな機器としてタブレット端末の利用も増えてきており、市政の調査研究に必要な情報収集及び書類作成にも不可欠になってきていることを踏まえ、政務活動費でのパソコン等の購入に関する取り扱いが協議されました。協議の結果、備品費の使途基準として、リース対応することを原則としながら、購入することもできるものとし、パソコン及びタブレット型端末の購入、又はリースへの政務活動費の充当は、按分割合の上限を2分の1まで、1台の機器に対する支出の上限額を10万円までとすることになりました。

○広報誌作成時の写真掲載面積の考え方

会派が発行する市政の調査研究や会派の活動を掲載する広報誌等に、視察時の写真や要望書提出時の写真などを使用する場合の取り扱いについて協議が行われました。写真の取り扱いは判断が難しく、その基準の設定が課題となりました。協議の結果、写真の掲載は政務活動の記事と関連があることとし、大きさについては、会派の集合写真及び議員個人の写真のいずれの場合も紙面の5分の1程度を限度とする内容等の「政務活動費による会派広報誌発行基準（案）」を適用していくことで、議長に報告することになりました。

○政務活動費の公表方法

前議会改革検討特別委員会から引き続きの課題であった政務活動費の公表について、早期に協議が進められました。この課題は、政務活動費の使途の透明性を確保することを目的にしたもので、協議の結果、全戸配布を行っている「議会だより」に政務活動費の收支報告一覧を市議会ホームページで公開する旨の告知文を掲載し、市議会ホームページでは各会派等からの收支報告一覧を載せることが決められました。また、議会事務局では紙媒体でも確認できるよう備えるものとしました。

エ. 常任委員長の交際費支出について

市内の各種団体が主催する催し物等について、議長又は副議長に出席の案内があった場合、必要な範囲内において交際費を支出し出席をしています。しかし、常任委員会の委員長への出席の案内については必要に応じた交際費の支出がないことから、議長交際費からの支出を検討すべきとの意見が出されました。このことから、他市の支出状況等を調査の上、協議を行った結果、常任委員会の委員長の出席には、議長等との同席の行事関係に限定するなどの範囲を決めて支出するものと方向付けられました。

オ. 市議会ホームページについて

○市議会ホームページの掲載事項

市議会ホームページでは、従来から議員提出議案のうち意見書の内容及び採決結果を掲載していましたが、議員提出議案のうち決議の内容及び採決結果が掲載されていませんでした。協議の結果、平成27年から決議についても掲載していくことが確認されました。

○本会議中継のスマートフォン等での視聴

平成20年12月から本会議のインターネット中継が行われており、自宅等において本会議の生中継とその後に録画中継を視聴することができるようになっています。しかし、近年の急速なスマートフォン等の普及を考慮し、スマートフォン等でも本会議の中継が視聴できるようシステム対応を行うべきとの方向付けがされました。これにより、平成27年6月定例会からスマートフォン版の市議会ホームページの閲覧及びインターネット中継の視聴が可能になりました。

カ. 携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて

これまで、本会議の議場や各委員会の会場への携帯電話等の持ち込みや使用に関する取り決めがされていませんでした。審議中の呼び出し音の問題等もあり、本会議の議場や各委員会の会場での携帯電話をはじめとする電子機器類の持ち込みと使用について協議が行われました。その結果、本会議の議場や各委員会の会場への携帯電話等の持ち込みは、東日本大震災を例とする緊急対応等も想定されることから許可されるものとし、持ち込んだ機器の使用については、良識の範囲で控えるものとされました。

キ. 議員研修会の開催について

春日部市議会では、市民に身近で開かれた議会を目指し、各種の議会改革に取り組んできていますが、これまで以上に市民から信頼され、活力あふれた議会活動が推進できるよう平成24年度から議員間での研修会を開催しています。なお、平成26年度及び平成27年度の議員研修会は、議員及び執行部側職員を対象に議会改革検討特別委員会の事業として開催しました。平成26年度は、春日部市議会議員選挙の投票率が過去最低となったことを重く受け止め、市議会議員として何ができるのかを考えためのテーマを設定し、平成27年度は、政務活動費が増額になったことを踏まえ、政務活動費の活用がさらなる議会改革へつながるようテーマを設定し研修会を開催しました。

③終わりに

この議会改革検討特別委員会では、調査項目として議会運営に関する改革事項のほか、

政務活動費や議員研修まで幅広く協議を行い、市民にとっていかに議会が身近なものになることができるのか、また市民の方々に関心を持ってもらえるのかも含めて検討を進めてきました。議会改革基本条例の制定から概ね4年が経過し、一歩ずつ着実に改革を進めてきています。

議員には、地域が抱える様々な課題を把握し、問題解決のための分析など、適切な対策を取るための充分な調査研究が必要になります。また、議論を活発化させるための調査を充実させることにより知識を備え、市民福祉の増進につなげることが求められていると考えます。この議会改革検討特別委員会の設置から概ね2年が経過し、これをもって期間内の審査を終了しますが、市民に身近で開かれた議会を目指し、これからも不断の見直しを行うために設置される検討組織において、さらなる改革に取り組むことを期して最終報告といたします。

各種関係資料等

○春日部市議会会議規則（一部抜粋） [31]

○議案質疑と一問一答のあり方（代表質問制度等）
についての関係資料

- ・代表質問制度の参考資料 [33]
- ・予算・決算特別委員会の参考資料 [39]

○政務活動費についての関係資料

- ・春日部市政務活動費の交付に関する条例 [45]
- ・政務活動費の手引き（一部抜粋） [49]
- ・政務活動費による会派広報誌発行基準（案） [53]
- ・政務活動費の公表方法等の配布資料 [55]

○春日部市議会議長交際費の支出の基準
及びその公表に関する要綱 [57]

○議員研修会の実施内容 [61]

○春日部市議会会議規則

平成17年10月11日議会規則第1号

改正

平成17年11月29日議会規則第6号
平成18年5月11日議会規則第1号
平成18年12月18日議会規則第2号
平成20年9月24日議会規則第2号
平成22年5月10日議会規則第1号
平成24年3月16日議会規則第1号
平成24年6月15日議会規則第2号
平成25年2月18日議会規則第1号
平成27年9月18日議会規則第1号

春日部市議会会議規則

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 公聴会及び参考人（第77条の2—第77条の8）
- 第10節 会議録（第78条—第82条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第83条—第87条）
- 第2節 審査（第88条—第104条）
- 第3節 秘密会（第105条・第106条）
- 第4節 発言（第107条—第118条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第119条・第120条）
- 第6節 表決（第121条—第131条）

第3章 請願（第132条—第138条）

第4章 辞職及び資格の決定（第139条—第143条）

第5章 規律（第144条—第152条）

第6章 懲罰（第153条—第158条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第159条）

第8章 議員の派遣（第160条）

第9章 補則（第161条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参考）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。
(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出するこ

とができる。

一部改正〔平成27年議会規則1号〕

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 会議の開始は、電鈴で報ずる。

一部改正〔平成17年議会規則6号・18年1号・22年1号〕

(休会)

第10条 春日市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができます。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について

■ 1. 代表質問制度の導入が想定される項目 ■

- ・代表質問制度を導入する際には、次のどの項目に導入するのか、今後協議を要する。

(1) 議案質疑

(2) 一般質問

(3) 市長の施政方針

■ 2. 代表質問制度の導入に伴う協議項目 ■

- ・代表質問制度を導入する際には、次の項目等について、今後協議を要する。

(1) 会期（上程・説明 → 議案質疑 → 常任委員会 → 一般質問 → 討論・採決の順序も見直す必要あり）

(2) 質問方法（一括質問・一括答弁方式 or 一問一答方式）

(3) 質問時期（定例会ごと or 3月・9月定例会のみ or そのほか）

(4) 質問日数

(5) 質問時間（※2ページを参照）

(6) 質問回数（制限なし or 制限あり）

(7) その他

■ 3. 代表質問制度における質問時間 ■

- ・代表質問制度を導入する際には、質問時間について、今後詳細に協議を要する。(答弁時間を含む。含まないことも含めて) 質問時間について、他市の状況は様々である。

(1) 各会派に質問時間（一律の時間）を割り当て、そのほかに所属議員数に応じて、質問時間を加算する場合

(例 1) 各会派に 20 分(一律の時間)を割り当て、そのほかに議員 1 人当たりに 5 分を加算する。

具体例① 会派人数 2 人の場合、
20 分 + 5 分 × 2 人となり、質問時間は、30 分

具体例② 会派人数 6 人の場合、
20 分 + 5 分 × 6 人となり、質問時間は、50 分

具体例③ 会派人数 11 人の場合、
20 分 + 5 分 × 11 人となり、質問時間は、1 時間 15 分

(2) 所属議員数に応じて、質問時間とする場合

(例 2) 議員 1 人当たり 10 分で算定する。

具体例① 会派人数 2 人の場合、
10 分 × 2 人となり、質問時間は、20 分

具体例② 会派人数 6 人の場合、
10 分 × 6 人となり、質問時間は、60 分

具体例③ 会派人数 11 人の場合、
10 分 × 11 人となり、質問時間は、1 時間 50 分

(3) 所属議員数に応じて、各会派に質問時間（一律の時間）を割り当てる場合

(例3) 6人以上の会派は2時間以内、そのほかの会派は1時間30分以内とする。
(答弁時間含む)

具体例① 会派人数2人の場合、
質問時間は、1時間30分

具体例② 会派人数6人の場合、
質問時間は、2時間

具体例③ 会派人数11人の場合、
質問時間は、2時間

※ 参考：春日部市議会の現状

☆議案質疑

- ①回数は、同一議題に付き3回
- ②時間は、1時間以内（答弁時間含む）

☆一般質問【一問一答方式、一括質問・一括答弁方式】の選択制

- ①一括質問・一括答弁方式を選択した場合の回数は、3回
- ②時間は、1時間以内（答弁時間含む）

■ 4. 他市の代表質問制度の実施状況 ■

(1) 質問項目、方法、時間、回数等

(例) ○○県 ○○市議会

- ①質問項目（議案質疑、一般質問、市長の施政方針等）
- ②質問方法（一括質問・一括答弁方式 or 一問一答方式）
- ③質問時間
- ④質問回数
- ⑤その他

(例 1) 山形県 米沢市議会

- ①市政運営方針説明及び委員会付託議案の提案理由説明に関するここと
- ②1回目の質問は、一括質問・一括答弁方式
2回目以降は、一問一答方式
- ③答弁時間含め6人以上の会派は2時間以内、その他の会派は1時間30分以内
- ④質問回数は、制限なし

(例 2) 埼玉県 越谷市議会

- ②一括質問・一括答弁方式、一問一答方式（1回目は一括質問一括答弁方式）の選択制
- ④質問回数は、3回（一括質問・一括答弁方式の場合）
- ⑤平成26年3月定例会

(例 3) 東京都 調布市議会

- ①所信表明に関するここと
- ③質問時間は、会派の質問基礎時間を25分とし、この基礎時間に、1人に付き5分を加算
- ⑤平成26年2月定例会

(例 4) 長野県 長野市議会

- ②一括質問・一括答弁方式
- ③1人40分以内（答弁時間を除く）
- ⑤所属議員5人以上の会派ができる

(例 5) 愛知県 北名古屋市議会

- ①施政方針、所信表明に関すること
- ②総括質問方式で再質問は 2 回
- ③質問時間は、30 分(答弁時間を除く)
- ⑤質問日数は、1 日

(例 6) 三重県 四日市議会

- ①施政方針及び所信表明に関すること
- ⑤所属議員 3 人以上の会派ができる

(例 7) 滋賀県 大津市議会

- ②一括質問・一括答弁方式(1回目は登壇、2回目以降は質問席)
- ③各会派の質問時間(答弁時間を除く)は、会派所属議員数に応じる
※会派所属議員数 (3 人～5 人) 30 分
(6 人～10 人) 35 分
(11 人～) 40 分
- ⑤所属議員 3 人以上の会派ができる
執行部の答弁場所は、すべて自席

(例 8) 京都府 亀岡市議会

- ①市政一般に関すること、市長の政治姿勢に関すること
- ②一括質問・一括答弁方式、一問一答方式の選択制
- ③質問時間は、1 人に付き 50 分
- ④質問回数は、3 回(一括質問・一括答弁方式)
- ⑤質問日数は、1 日

(例 9) 大阪府 茨木市議会

- ①施政方針に関すること
- ④質問回数は、3 回
- ⑤質問日数は、2 日

予算決算特別委員会及び予算決算常任委員会の設置状況について

平成26年5月現在

	設置区分	自治体数
施 行 時 特 例 市 40 市	①予算特別委員会を設置している	16
	②決算特別委員会を設置している	27
	③予算及び決算特別委員会を設置している	16
	④決算常任委員会を設置している	1
	⑤予算及び決算常任委員会を設置している	2

○予算特別委員会及び予算常任委員会を設置している議会は、45%です。
 (①+⑤) 18／40)

○決算特別委員会及び決算常任委員会を設置している議会は、75%です。
 (②+④+⑤) 30／40)

○閉会中に決算特別委員会を開催し、審査を行っている議会は、33%です。
 (「*」13／40)

予算決算特別委員会の設置及び予算決算常任委員会の設置に関する状況調査（特例市）

*平成26年度八尾市議会の調査結果を基に再編集したものです。

1. 予算決算特別委員会の設置について

○予算審査について				○決算審査について				
1) 市名	1) 審査方法	2) 委員構成	3) 審査対象	4) その他審査方法の詳細	1) 審査方法	2) 委員構成	3) その他審査方法の詳細	
12 府谷町	① 所管の常任委員会へ分割付託	分割付託された委員会に所属する委員会に分割付託する。	当初予算 ① 当初予算 ② 予算正予算	当初予算が処理される。3月定期例会で所管の常任委員会に分割付託する。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会に分割付託し、開会中の組織審査とし、委員会において、各委員会においてそれぞれ1日ないし2日の日数で審査。12月定期例会本会議で収受する。	
13 小田原市	① 特別委員会を設置	議長を除く全議員	議長を除く全議員	付託議案を常任委員会の構成に準じた分科会に送付し、分科会において、詳細な審査を行っている。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	付託議案を常任委員会へ提出した分科会に行っている。	
14 大和市	① 所管の常任委員会へ分割付託	③ 調査正予算	③ 調査正予算	當初予算基盤（2月定期例会）及び前回予算基盤が改められる場合は常任委員会に分割付託する。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会を設置し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。10月前半に特別委員会を設ける。	
15 平塚市	① 所管の常任委員会へ分割付託	分割付託された委員会に所属する委員会	① 当初予算 ② 予算正予算	當初予算は特別委員会で審査し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会を設置し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	
16 厚木市	① 所管の常任委員会へ分割付託	4常任委員会に各7人	4常任委員会に各7人	① 当初予算 ② 予算正予算	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会を設置し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	
17 幸ヶ畠町	① 所管の常任委員会へ分割付託 ② 特別委員会を設置	2千職特別委員会会員 人	11	① 当初予算 ② 予算正予算	當初予算は特別委員会で審査し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会を設置し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。
18 長岡市	① 所管の常任委員会へ分割付託	分割付託された委員会に所属する委員会	① 当初予算 ② 予算正予算	所管の常任委員会に提出し、改め共に分割付託する。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会を設置し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	
19 上越市	① 所管の常任委員会へ分割付託	分割付託された委員会に所属する委員会	① 当初予算 ② 予算正予算	各常任委員会が、所管する沿線の予算を審査する。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会を設置し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	
20 福井市	② 特別委員会を設置	5名（会員構成は会員構成により併分）	5名（会員構成は会員構成により併分）	予算調査結果及び財政上の重要な件を特別委員会を設置するため、一般予算及び中期的予算会議で予算特別委員会を設置している。予算監査については、会員会議で付託された後、各常任委員会に提出し、予算監査の専門家による監査を行っており、その調査結果の報告はまとめて依頼され、定期例会終了日の本会議で審決している。なお、監査項目は財政上の重要な案件がかかるため、委員会として定期例会の本会議に際して総務委員会とし、委員会を経過させていている。	① 当初予算 ② 予算正予算	① 当初予算 ② 予算正予算	9月定期例会で所管の常任委員会を設置し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	
21 甲斐市	② 特別委員会を設置	16人	16人	① 当初予算 ③ その他（条例）	① 当初予算 ② 特別委員会を設置	14人	9月定期例会で所管の常任委員会を設置し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	
22 松本市	① 所管の常任委員会へ分割付託	分割付託された委員会に所属する委員会	① 当初予算 ② 予算正予算	2月定期例会日の翌日から3日間の日程で金鑑査が実施され、当初予算説明会で金鑑査が実施し、予算が提出される。予算正予算については、議院委員会で括弧添付する。	① 当初予算 ② 特別委員会を設置	会員の構成員数に応じて調査出。（平成25年度の会員数12人）	9月定期例会で決算審査特別委員会を設置し、開会中の組織審査とし、定例例会終了後に特別委員会を開会、審査し、10月末例会で審決する。	
23 春日井市	① 所管の常任委員会へ分割付託	分割付託された委員会に所属する委員会	① 当初予算 ② 予算正予算	當初予算が処理される。3月定期例会で所管の常任委員会に分割付託する。議院審査については総務委員会で一括審査。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会に分割付託する。議院審査については総務委員会で一括審査。	
24 萩原町	① 所管の常任委員会へ分割付託	常任委員会委員（各10名）	① 当初予算 ② 予算正予算	當初予算が処理される。3月定期例会で所管の常任委員会に分割付託する。議院審査については、開会前の常任委員会に付託する。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会に分割付託し、開会中の組織審査とし、本会議で審決する。	
25 八尾市	① 所管の常任委員会へ分割付託	分割付託された常任委員会に所属する委員会	① 当初予算 ② 予算正予算	當初予算が処理される。3月定期例会で所管の常任委員会に分割付託する。議院審査については、議院委員会で一括審査。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で決算審査特別委員会を設置し、開会中の組織審査とし、11月初半に特別委員会を開会、審査し、12月定期例会で審決する。	
26 加古川市	① 所管の常任委員会へ分割付託	総務教育・*10人、福祉課 *10人	① 当初予算 ② 予算正予算	當初予算が処理される。3月定期例会で所管の常任委員会に分割付託する。議院審査については、議院委員会で一括審査。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で特別委員会を設置し、付託された決算審査とし、11月初半に特別委員会を開会、審査し、12月定期例会で審決する。	
27 明石市	① 所管の常任委員会へ分割付託	会員構成された常任委員会に所属する委員会	① 当初予算 ② 予算正予算	當初予算が処理される。3月定期例会で所管の常任委員会に分割付託する。議院審査については、議院委員会で一括審査。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で特別委員会を設置し、付託された決算審査とし、特別委員会にて会員会議を行った後、4つの公私会議に分担して審査を行っており、9月定期例会終了後に総務委員会で総括し、審決する。	
28 加古川市	① 所管の常任委員会へ分割付託	総務教育・*10人、福祉課 *10人	① 当初予算 ② 予算正予算	當初予算が処理される。3月定期例会で所管の常任委員会に分割付託する。議院審査については、議院委員会で一括審査。	① 所管の常任委員会へ分割付託	② 特別委員会を設置	9月定期例会で所管の常任委員会へ分割付託し、開会中の組織審査とし、委員会を設ける。	

○予算審査について				○決算審査について			
1) 市名	1) 審査方法	2) 委員構成	3) 審査対象	4) その他審査方法の詳細	1) 審査方法	2) 委員構成	3) その他審査方法の詳細
31 宝塚市	① 特別委員会を設置	地会運営委員会の申し合せにて、2名とされている。	当初予算	① 当初予算	9月定期会で決算特別委員会を設置し、閉会中の議会運営委員会に申し合せをして、10月後半に特別委員会を開会し審査(質問・討論・採決)する。なお、12月定期会本会議で審査する。	2) 特別委員会を設置	3) その他審査方法の詳細
32 鳴尾市	② 特別委員会を設置	議長を含む全議員	① 当初予算	特別委員会に各常任委員会を単位とする分科会を設置し、各分科会へ専門性別、特別委員会のため分科会議題、議題を絞りて定期会最終日に議長及び議会調査の監査委員を除く議員会員をもって構成する。	2) 特別委員会を設置	特別委員会に各常任委員会を単位とする分科会を設置し、各分科会へ専門性別、特別委員会最終日に議長及び議会調査の監査委員を除く議員会員をもって構成する。	3) その他審査方法の詳細
33 佐江町	③ 特別委員会を設置	議長を除く議員会員をもつて構成	① 当初予算	特別委員会に各常任委員会を単位とする分科会を設置し、各分科会へ専門性別、特別委員会のため分科会議題、議題を絞りて定期会最終日に議長及び議会調査の監査委員を除く議員会員をもって構成する。	2) 特別委員会を設置	特別委員会に各常任委員会を単位とする分科会を設置し、各分科会へ専門性別、特別委員会最終日に議長及び議会調査の監査委員を除く議員会員をもって構成する。	3) その他審査方法の詳細
34 岐阜市	④ 特別委員会を設置	議員会員で構成(予算組成議案が下院されると監査する)	① 当初予算 ② 検正予算	3月定期会；7日「補正予算」1日、「新年度予算」6日 6・9・12月定期会；それぞれ1日（補正予算）	① 当初予算 ② 検正予算	議員の定数は13人とする。 議員の構成は、各会員会小会員の議員が3人以上ある場合は、それを1つの会員会どみなして会員会員数の比半分により会員会に委員数が割り当てられ、会員会員会員が割り当てられる。（議会運営委員会と同様）	議員の定数は13人とする。 議員の構成は、各会員会小会員の議員が3人以上ある場合は、それを1つの会員会どみなして会員会員数の比半分により会員会に委員数が割り当てられ、会員会員会員が割り当てられる。（議会運営委員会と同様）
35 佐野保町	① 所管の常任委員会へ分別付託	分別付託された委員会に所属する委員	分別付託された委員会へ分別付託	所管の常任委員会に分別付託する。議入については、総務委員会に一部付託する。議入については財政総務委員会で一部付託する。議入の審査は、3月定期会中に審査、議決する。	① 所管の常任委員会へ分別付託	所管の常任委員会に分別付託された委員会に所属する委員	所管の常任委員会に分別付託する。議入については、総務委員会に一部付託する。議入の審査は、9月定期会中に審査、議決する。
36 小出町	① 所管の常任委員会へ分別付託	分別付託された委員会に所属する委員	① 当初予算 ② 検正予算	当初予算が提出される3月定期会で所管の常任委員会に分別付託する。議入については財政総務委員会で一部付託する。議入の審査は、3月定期会で一括審査。	① 特別委員会を設置	① 9月定期会で決算特別委員会及び企画調整委員会と並行して、各常任委員会と並行して開催し、閉会中の議会運営委員会と並行して開催する。	② 特別委員会を設置
37 茅木町	① 所管の各常任委員会へ分別付託	各常任委員会に所属する委員	① 当初予算 ② 検正予算	当初予算が提出される3月定期会で、所管の常任委員会に分別付託する。議入については、財政富田委員会に付託する。	② 特別委員会を設置	9月定期会で一般会計決算特別委員会を開催し、付託された者は会員会に審査し、議員会議事録で委員会と同一の会員として記載している。	② 特別委員会を設置
38 稲葉川町	① 所管の常任委員会へ分別付託	分別付託された委員会に所属する委員	① 当初予算 ② 検正予算	各定期会で所管の常任委員会に分別付託する。議入の審査については経済富田委員会で一括審査。	② 特別委員会を設置	9月定期会で決算特別委員会を開催し、閉会中の議会運営委員会と並行して開催する。	② 特別委員会を設置
39 岸和田市	② 特別委員会を設置	正副議長を除く議員の半数(決算特別委員会員でない議員)	① 当初予算 ③ その他(新年度起算)	① 一般会計の繰出を議ごとに審査 ② 議院運営組行為、掛方債、一時借入金、借用を一括 ③ 優遇負担議案を各会員会ごとに審査 ④ 企画会計を併会計ごとに審査 ⑤ 新年度起算を各会員会ごとに審査	① 一般会計の繰出を議ごとに審査 ② 特別委員会を設置	① 一般会計の繰出を議ごとに審査 ② 特別委員会を設置	① 一般会計の繰出を議ごとに審査 ② 特別委員会を設置
40 庄原市	① 所管の常任委員会へ分別付託	分別付託された委員会に所属する委員	① 当初予算 ② 検正予算	当初予算が提出される3月定期会で所管の常任委員会に分別付託する。一般会計の議入審査については経済富田委員会に付託するが、全議員出席の場合は執行している。	① 所管の常任委員会へ分別付託	分別付託された委員会に所属する委員	分別付託された委員会に所属する委員

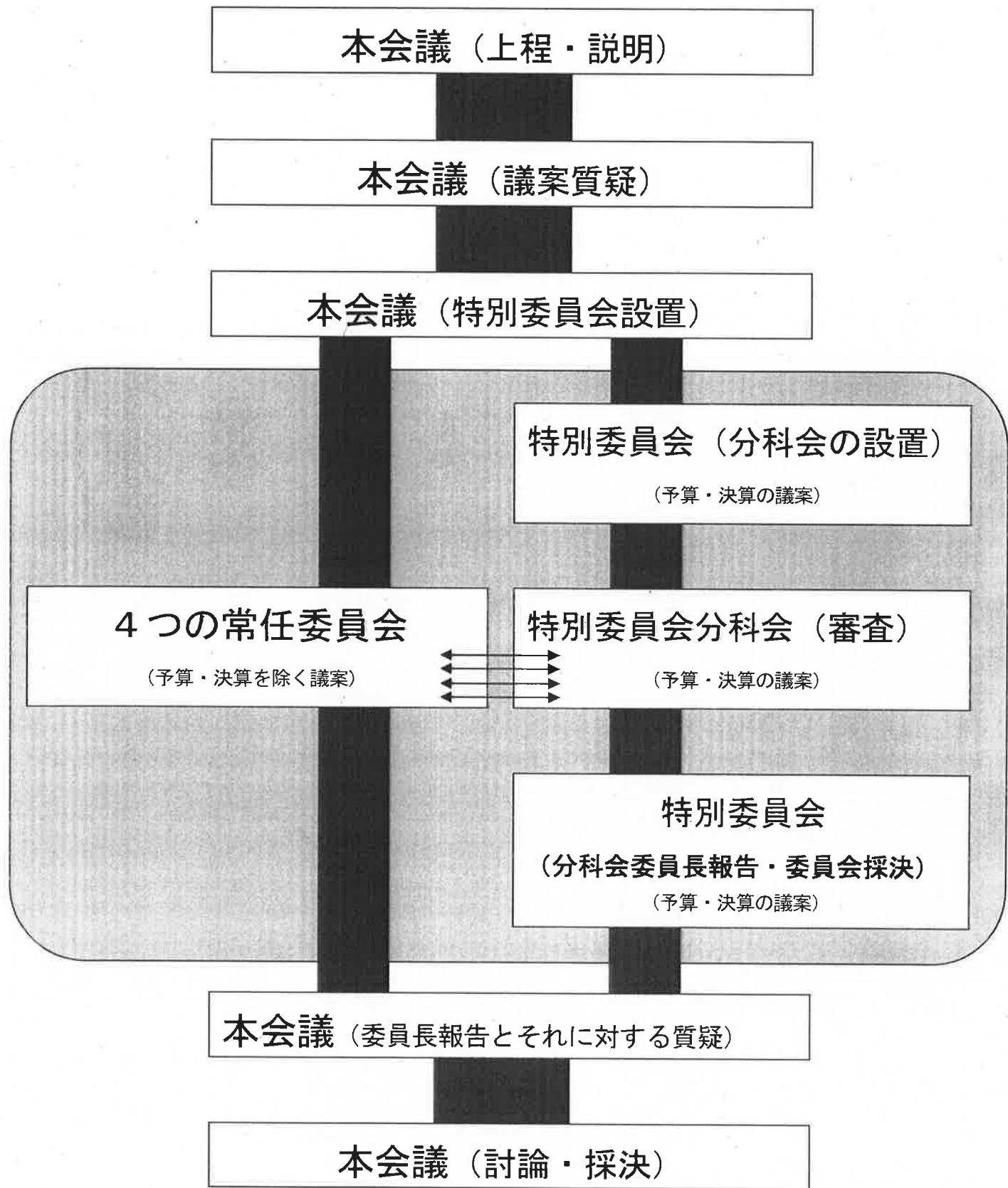
2. 予算は分割付託、決算は決算常任委員会を設置

○予算審査について				
市名	1) 審査方法	2) 委員構成	3) 審査対象	4) その他審査方法の詳細
富士市	(1) 所管の部局・委員会へ分別計上 (2) 分別付注された委員会に所属する委員	当初予算 (合) 総額正予算	当初予算が釐差される2月定期会で所管の常任委員会に分別付与する。議入審査については一部を除き繰延審査委員会で一括審査。	1) 委員会名 2) 委員構成 3) その他審査方法の詳細
○決算審査について				
				1) 委員会名 2) 委員構成 3) その他審査方法の詳細

3. 予算決算委員会を設置

市名	1) 委員会名	2) 委員構成	3) 審査対象	4) その他審査方法の詳細
福井市	独立行政法人の監査等委員会、特別会計監査委員会、特別会計予算監査委員会、特別会計予算監査委員会の監査方法	監査員は、1人で構成され、監査委員会が開催された後、監査実績を行い、一般会計予算監査委員会、特別会計予算監査委員会が開催された後、監査実績を行なう。 ◆ 一般会計予算監査委員会の監査方法 ◆ 特別会計予算監査委員会の監査方法 ◆ 特別会計予算監査委員会の監査方法 ◆ 特別会計予算監査委員会の監査方法	2月定期会議において、当初予算と、は賃借として上程し、当該予算額として会員料金を、1回の会期に3日間の間隔で審査を行う。 ◆ 予算執行の期に所置する同長等が説明する、審査は、1、読入、2、議論、3、結論的な質疑、4、討論、5、決議の順に行なう。	
福井市	独立行政法人の監査等委員会、特別会計監査委員会、特別会計予算監査委員会の監査方法	監査員は、1人で構成され、監査委員会が開催された後、監査実績を行なう。 ◆ 一般会計予算監査委員会の監査方法 ◆ 特別会計予算監査委員会の監査方法 ◆ 特別会計予算監査委員会の監査方法	9月定期会議において、会員料金と、は賃借として上程し、当該予算額として会員料金を、1回の会期に3日間の間隔で審査を行う。 ◆ 予算執行の期に所置する同長等が説明する、審査は、1、読入、2、議論、3、結論的な質疑、4、討論、5、決議の順に行なう。	
福井市	独立行政法人の監査等委員会、特別会計監査委員会、特別会計予算監査委員会の監査方法	監査員は、1人で構成され、監査委員会が開催された後、監査実績を行なう。 ◆ 一般会計予算監査委員会の監査方法 ◆ 特別会計予算監査委員会の監査方法 ◆ 特別会計予算監査委員会の監査方法	1月定期会議において、会員料金と、は賃借として上程し、当該予算額として会員料金を、1回の会期に3日間の間隔で審査を行う。 ◆ 予算執行の期に所置する同長等が説明する、審査は、1、読入、2、議論、3、結論的な質疑、4、討論、5、決議の順に行なう。	本会議で議題が付託された後、行政相談別任委員会（総務、教育民生、衛生生活、新規生徒、会員登録）を各分科会として、所管に属する分野・医療について、詳説的な審査を実施。その後、全体会で取り扱う事項（修正、付託で残るもの等）を再審議し、討論、討決を行う。

予算・決算特別委員会の議案の流れ（例）



○春日部市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年10月11日条例第211号

改正

平成19年6月18日条例第40号

平成20年9月24日条例第41号

平成25年2月18日条例第3号

平成25年12月13日条例第47号

平成27年2月16日条例第2号

春日部市議会政務活動費の交付に関する条例

題名改正〔平成25年条例3号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、春日部市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、春日部市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例41号・25年3号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例3号〕

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に50,000円を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、毎年度の4月25日（その日が市の休日に当たるときは、その翌日）に当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（結成された日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、当該基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

一部改正〔平成25年条例3号・27年2号〕

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合であつて、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（解散の日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例3号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議の開催等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

全部改正〔平成25年条例3号〕、一部改正〔平成25年条例47号〕

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならぬ。

一部改正〔平成25年条例3号〕

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告について（別記様式）により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

一部改正〔平成19年条例39号・25年3号〕

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額に相当する額（預金利子を含む。）の政務活動費を返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例3号〕

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

一部改正〔平成19年条例39号〕

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

追加〔平成25年条例3号〕

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規則で定める。

一部改正〔平成25年条例3号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年10月分の政務調査費にあっては、第3条第1項の規定にかかわらず、春日部市議会の会派設置に関する規程（平成17年議会訓令第1号）第3条に定める届出書の提出期限をもって基準日とする。

附 則（平成19年6月18日条例第40号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される収支報告書及びこれに係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）について適用し、施行日前に提出される収支報告書等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月18日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の春日部市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
(春日部市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 3 春日部市特別職報酬等審議会条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。
(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 2 市長は、議会からの求めがあったときは、議会の議員の政務活動費政務活動費の額について審議会の意見を聞くものとする。	(所掌事項) 第2条 2 市長は、議会からの求めがあったときは、議会の議員の政務調査費政務調査費の額について審議会の意見を聞くものとする。
附 則（平成25年12月13日条例第47号）	
(施行期日)	

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月16日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容
1 調査研究費	会派が行う市政の調査研究に必要な経費
2 研修費	団体等が開催する研修会、意見交換会等への参加に必要な経費
3 広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費
4 広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等に必要な経費
5 要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動に必要な経費
6 会議費	会派が開催する各種会議に必要な経費
7 資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 事務費	会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信等に要する経費

(注) 旅費は春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）第6条の規定を準用して算出した額を基準とする。

追加〔平成25年条例3号〕、一部改正〔平成25年条例47号〕

別記様式（第7条関係）

全部改正〔平成25年条例3号〕、一部改正〔平成25年条例47号〕

政務活動費の手引き

平成26年4月1日 作成

平成27年4月1日 改訂

平成27年10月1日 改訂

春日部市議会

II 政務活動費に関する基本的な考え方

1 政務活動費の支出原則

政務活動費の執行にあたっては、政務活動の目的及び内容を明確にするため、次の点を考慮し、交付を受けた会派の代表者及び経理責任者が中心となって、当該会派の責任において適切に取り扱うものとする。

- (1) 政務活動の目的が春日市の市政と関連性があること。
- (2) 政務活動に合理性・必要性があること。
- (3) 政務活動に要した経費が、経済的でかつ社会通念上妥当と認められる範囲であること。
- (4) 支出について適正な手続がなされていること。
- (5) 支出について説明責任を明確にすること。

2 政務活動費の支出にあたっての会派の意思統一と了承

春日市では、政務活動費の交付対象を会派としているため、政務活動費の支出を伴う政務活動は、会派としての意思統一がなされ、政務活動が会派として行うものであるとの会派の了承が必要となる。

このため、会派の了承なく会派の構成員である議員個人が政務活動費の支出を伴う政務活動を行うことは認められない。

なお、会派がその構成員である議員個人に会派としての政務活動費の支出を伴う政務活動を行わせるにあたっては、分担すべき活動を個々具体的に明示し、政務活動終了後には会派に報告するものとする。

3 実費弁償の原則

政務活動は、会派の自発的な意思に基づき行われるものであるため、政務活動費は、社会通念上妥当と認められる範囲を前提として、政務活動に要した費用の実費に充当することを原則とする。

4 経費按分について

会派の活動は、政務活動以外にも議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多岐に渡っているため、同日内に複数の活動が行われる場合も考えられる。そのため、政務活動費の支出にあたっては実費弁償の原則に基づき、市政に資するための政務活動に費やした実費のみを適用とするため、支出の一部に政務活動に要した経費があったとしてもそのことが立証できない限り、按分率を用いた金額の算出は行わない。そのため、会派の責任において、市政に資するための政務活動に費やした実費の算定根拠となる証拠書類等を作成し、説明責任を果たせるようにしなければならない。

しかしながら、備品（パソコン及びタブレット型端末）の購入等については、政務活動と議員活動等が共用し、明確に実費弁償が算定出来ないため、按分により算出することとする。

9 事務費

会派が行う活動に必要な備品及び消耗品の購入、情報通信等に要する経費

【具体例】

- ・備品や消耗品の購入
- ・備品のリース契約
- ・インターネットによる情報収集

【使途基準】

費目	使用条件	備考
備品費 ※1	備品購入に要する経費	春日部市物品規則に準じ、取得金額が2万円以上のもの。
消耗品費	消耗品の購入に要する経費	必要以上に余剰が出ないよう努めること。
リース費 ※2	備品のリースに要する経費	
情報通信費 ※3	インターネット接続費	

【留意事項】

※1 備品費

- (1) 備品には、政務活動費備品台帳に記載し、備品シールを貼付し管理する。
- (2) 備品は可能な限り購入を行わず、リースにて対応することを原則とするが、経済性を考慮した結果、購入が有利であると判断される場合は、購入することができる。

なお、パソコン及びタブレット型端末の購入又はリース費用については、下表に示す割合を上限として按分により充当する。

【按分割合の上限】

項目	支出割合
パソコン及びタブレット型端末の購入又はリース	2分の1

- (3) パソコン又はタブレット型端末1台の政務活動費の支出の上限額は、10万円とする。（パソコンソフト購入費、消費税を含む）
- (4) 各会派のパソコン及びタブレット型端末を合わせた備品の台数は、会派の人数以内とする。
- (5) パソコン及びタブレット型端末の修理費及び通信費（議会棟設置の無線LANを除く）は、政務活動費の対象外とする。
- (6) 購入した備品は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参照）の使用を前提とし、必要性・妥当性が無い場合、同一物品

の購入は出来ない。

- (7) 法定耐用年数が経過し残存価値が消滅した備品や、著しい破損などにより使用に耐えられなくなった備品は、政務活動費備品台帳に廃棄年月日を記載し、適切に廃棄する。
- (8) 固定型の備品の場合、備え付ける場所は、市役所会派控え室とする。
- (9) 政務活動の必要性から会派所属議員個人が備品を保管している場合、議員を退いた場合には、会派へ返却する。
- (10) 会派が合併した場合は、合併後の会派へ備品を引き継ぐ。
- (11) 会派が解散し、新たに複数の会派が結成された場合は、議会事務局にて備品を保管し、希望する会派に所管換え等の処理をする。
- (12) 会派の所属議員が、当該会派を脱会した場合は、備品の所管換えは行わない。

※2 リース費

- (1) リース契約の途中解約により発生する違約金は該当しない。

※3 情報通信費

- (1) 現存の設備（議会棟設置の無線LANを利用したインターネット接続）を、利用する会派にて共有して利用する。
- (2) インターネット利用料の支払いは、利用する会派の数で除した月額使用料を支出する。

●備品シール



約 15 m m

約 15 m m

入力情報

- ①備品番号
- ②購入年月日
- ③購入会派

政務活動費による会派広報誌発行基準（案）

（趣旨）

1. 春日部市議会政務活動費の交付に関する条例第5条2項で定める広報費中、「広報誌（紙）」（以下、広報誌という。）の発行基準について定めるものとする。発行に当たっては、「政務活動費の手引き」を遵守することとする。

（内容）

2. 広報誌は、会派が行う活動及び市政について市民に報告するため、詳細を以下のとおりとする。

- (1) 広報誌の内容が「政務活動」と「その他の議員活動」が混在している場合は、「政務活動の部分」と「それ以外の活動（議員活動等）」を区分し、「政務活動の部分についてのみ」面積按分して支出する。
- (2) 議会だよりを発行していることに留意し、記事内容が重複しないように配慮する。
- (3) 写真の掲載については、政務活動記事と関連があることとし、大きさについてでは「会派の集合写真」及び「議員個人の写真」のいずれかの場合も誌面の5分の1程度を限度とする。
- (4) 文字の大きさについては、通常の題字の大きさと同程度とする。

（適用）

3. 平成28年4月1日以後に発行する会派広報誌について適用する。

政務活動費の公表方法等について (議会だより及び市議会ホームページ)

《掲載及び公開の時期》

- 議会だよりへの掲載は、一般会計決算認定が議決されたあとの議会だより(11月1日発行号)に掲載する。
- 市議会ホームページでの公開は、9月定例会が閉会したあとに、速やかに公開する。

《掲載及び公開の方針》

- 議会だよりへの掲載は、「一般質問」の枠を縮小することのないよう、必要最小限の内容とし、詳細は市議会ホームページを閲覧してもらうよう文章で告知(紹介)する。
- ホームページの閲覧が難しい市民の方への対応は、収支報告一覧を議会事務局に書類として備え、配布できるようにするほか、本庁舎及び庄和総合支所の市政情報室で閲覧できるようにする。

《政務活動費の収支報告一覧の内容》

- 市議会ホームページで公開する政務活動費の会計報告は、「政務活動費の収支報告書」の『別記様式の別紙』と同じ内容を一覧表にして掲載する。
- 政務活動費の収支報告書及び収支報告書に添付する各領収書については、市議会ホームページでの公開は行わず、春日部市情報公開条例に基づく「情報の公開請求」に応じて閲覧公開を行う。

—掲載文例—

【議会だより】

「告知文(例)」

政務活動費の収支報告一覧

政務活動費は、地方議会議員の調査研究その他の活動に資するために交付されています。政務活動費の収支報告一覧を市議会ホームページで公開していますのでごらんください。

なお、ホームページの閲覧が難しい場合は、本庁舎及び庄和総合支所の市政情報室で閲覧できるほか、議会事務局に書類で備えていますのでお問い合わせください。

【市議会ホームページ】

「掲載文及び収支報告一覧（例）」

政務活動費について

[目的]

政務活動費は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、地方議會議員の調査研究その他の活動に資するために、必要な経費の一部として交付されています。

[これまでの経緯]

この交付金は、平成12年の地方自治法の改正により「政務調査費」として制度化されたもので、地方議会の活性化と審議能力の強化を行い、調査活動基盤の充実を図る観点から会派等に交付されることになったものです。本市においても平成13年4月1日から条例が施行され、政務調査費が交付されています。

なお、平成24年に行われた地方自治法の改正では、「政務調査費」から現在の「政務活動費」に名称が変更されたほか、交付目的に「その他の活動」として、「要請・陳情活動のために必要な経費」が新たに加えられました。本市では、この平成24年的地方自治法の改正を受けて条例の一部改正が行われ、平成25年3月1日から施行されています。

また、平成24年6月から平成26年3月まで設置された「議会改革検討特別委員会」では、政務活動費の使途基準を議論する中で、従来の支出項目を見直し、「研修費」、「広報費」、「広聴費」の3つの項目を条例化するとの結論に至ったことから、条例の一部改定が平成25年12月に行われ、平成26年4月1日から施行されています。

[交付額]

会派等には、月額16,500円に所属議員数を乗じて得た額が交付されます。

※平成27年4月から月額50,000円に改定

【平成25年度】

会派等から提出された政務活動費の収支報告に基づく一覧は、以下のとおりです。

政務活動費の収支報告一覧（会派等別）

会派名	(A)	(B)	調査研究費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費	会議費	事務費	(C)	(A)+(B)-(C)
	交付金	利息	調査研究のために開催する研修会と旅費	要請・陳情活動を行うため経費	印刷物等の作成費	新聞・雑誌・図書等の購入費	会議に要する会議開催の会場費・食料費	備品・消耗品・通信費等	支出総額	執行残
新政の会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公明党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本共産党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
緑新クラブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
春和会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会民主党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無所属	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

春日部市議会議長交際費の支出の基準及びその公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日部市議会の議長（以下「議長」という。）等が春日部市議会（以下「市議会」という。）を代表して対外的に行う交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出の基準（以下「支出基準」という。）を明らかにするとともに、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）第25条の規定に基づき、議長交際費に関する情報を市民に積極的に提供することにより、市民の市政への理解と信頼を高めることを目的とする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 議長又はその代理者が市議会を代表し外部の個人又は団体と交際するに当たり要する経費
- (2) 市議会の副議長又は市議会の常任委員会の委員長が議長又はその代理者とともにそれぞれの役職をもって出席する会議等（議長又はその代理者に対する議長交際費が支出される会議等に限る。）に要する経費

(支出基準等)

第3条 議長交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限度の額を市の予算から支出することができる。

- 2 議長交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、前条第2号の経費にあっては、その支出内容を行事関係（各種団体等が主催する行事）に限る。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長交際費の支出に際し疑義が生じる場合にあっては、議長において別途検討する。

(議長交際費の不支出)

第4条 前条の規定にかかわらず、議長交際費は営利目的、政治的活動、宗教的活動、売名行為等に係る行事のときは支出しない。ただし、文化財の保護振興に係るときは、この限りでない。

- 2 議長交際費の支出相手方から辞退があった場合には、支出しない。

(公表の原則)

第5条 議長交際費の支出基準及び支出実績は、弔慰及び見舞い関係の支出相手方個人名を除き、すべて公表する。

(公表する内容)

第6条 議長交際費の支出実績は、次に掲げる事項について公表する。

(1) 支出年月日

(2) 支出内容

(3) 支出金額

(公表の時期等)

第7条 議長交際費の公表は、月ごとに集計し行うものとする。

2 前項の公表は、当該月分を翌月10日までに行うものとする。

(公表の方法)

第8条 議長交際費の公表は、その内容を春日部市議会公式ホームページに掲載するとともに、春日部市役所市政情報室及び庄和総合支所市政情報室において縦覧に供することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(春日部市議會議長の交際費の支出の基準及びその公表に関する要綱の廃止)

2 春日部市議會議長の交際費の支出の基準及びその公表に関する要綱（平成25年3月29日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

支出内容	支出条件			支出額等
行事関係 (各種団体等が主催する行事)	会費の額が明記されているとき			その会費の額
	会費の額が明記されていない、宿泊を伴わない行事			原則5,000円（実費が当該額を超えるときは10,000円を限度とし、実費が当該額を下回るときはその実費）
	会費の額が明記されていない、宿泊を伴う行事			原則20,000円（実費が当該額を下回るときはその実費）
慶弔関係 (弔慰)	春日部市の市長（旧春日市の市長及び旧庄	現職	本人	香典10,000円 及び生花

和町の町長を含む。) 及び市議会議員（旧春日部市の市議会議員及び旧庄和町の町議会議員を含む。）並びに春日部市を選挙区とする県議会議員及び国會議員		配偶者及び父母
	元職	本人
春日部市の副市長（旧春日部市の助役及び旧庄和町の助役を含む。）、教育長（旧春日部市の教育長及び旧庄和町の教育長を含む。）、病院事業管理者、病院長（旧春日部市の病院長を含む。）及び水道事業管理者（旧春日部市の水道事業管理者を含む。）	現職	本人
		配偶者
	元職	本人
旧春日部市の収入役及び旧庄和町の収入役	元職	本人
埼玉県内の市町村長	現職	本人
埼玉県内の市町村議會議長	現職	本人
春日部市の農業委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育委員会委員及び選挙管理委員会委員	現職	本人
	元職	
自治会連合会を組織す	現職	本人

	る自治会等の会長その他市と一体となって市民福祉の向上に寄与している職にあるもの		
見舞い関係	入院（おおむね1週間以上）、災害、事故等に対する見舞いで、対象者は弔慰対象者の現職本人に限る。ただし、春日部市議会議員は除く。		10,000円
涉外関係	国内外の友好都市等からの表敬来訪の際の記念品代	相当額	
	市議会または市議会の委員会が行う調査として、他の自治体等を訪問する際の記念品代	1団体おおむね 3,000円及び送料	
	新聞等掲載料（市のイメージアップに係る新聞、書籍掲載料に限る。）	10,000円以内	
激励	市内から全国大会等に出場する個人、団体等の激励に要する経費	10,000円以内	
協賛金関係	団体事業協賛金、大会賛助金等	10,000円以内	

平成 26 年度 議員研修会の開催について

1. 開催趣旨

春日部市議会では、「市民に身近で開かれた議会」を目指し、各種の議会改革※を行ってきてている。

しかし、議会改革度をはかる一つの指標でもある、春日部市議会議員選挙（平成 26 年 4 月執行）の投票率が、39.88%と過去最低となり、昨今の市民の議会に対する関心の低さが、顕著に表れた結果ではないかとも思われるものであった。

そこで、市議会への市民の関心をさらに高めるために、市議会及び議員として、何をすべきか、何ができるか考え、行動する契機とするため開催するものである。

そして、この研修の成果が、投票率向上にも資することを期待するものである。

※ 議会改革具体例

平成 19 年度：ホームページ開設、会議録のホームページへの掲載

平成 20 年度：インターネット中継導入

平成 24 年 4 月：議会基本条例施行、議会報告会開催、一問一答方式導入など

2. 研修テーマ

（仮題）「さらなる議会改革に向けて」

～ 市民に関心を持たれる議会を目指して～

3. 講 師

かすかべ未来研究所 政策形成アドバイザー
一般財団法人 地域開発研究所 主任研究員
法政大学大学院 公共政策研究科 兼任講師

まき 牧 せ 瀬 みのる 稔 氏

4. 日 程 平成 26 年 11 月 19 日（水） 10:00～11:30
全員協議会室（市役所 2 階）

5. 対 象 議員、執行部（部長級以上）、事務局 合計：約 50 人

※ 過去の議員研修

平成 24 年度：「地方自治法の一部改正等について」

平成 25 年度：「インターネット選挙運動について」

平成 27 年度 議員研修会の開催について

1. 開催趣旨

平成 24 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市議会においても政務調査費について検討が行われ、平成 25 年 3 月に「政務活動費の交付に関する条例」として改正を行った。

この条例改正を契機として、研修費や広報費等を新たな項目として加えることや、政務活動費の額についての検討も行われた。その結果、政務活動費の交付に関する条例を改正し、新たに研修費、広報費及び広聴費が加えられ、平成 26 年 4 月から施行するに至った。

また、他市と比べて低額であった議員 1 人当たり月額 16,500 円の政務活動費の額は、議会改革検討特別委員会において主に研修費、広報費及び広聴費に充てることを目的に増額が必要との方向性が決められ、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会の答申を経て、平成 27 年 4 月から議員 1 人当たり月額 50,000 円が交付されることになった。

そこで、政務活動費の活用が、更なる議会改革へつながり、これまで以上に市民から信頼され、活力あふれた議会活動の推進に向けて議員研修会を実施するものとする。

2. 研修演題

「政務活動費の活用について」

3. 講 師

明治大学 政治経済学部 教授

うし やま くにひこ

牛 山 久仁彦 氏

4. 日 程

平成 27 年 11 月 17 日（火）10:00～11:30

全員協議会室（市役所 2 階）

5. 対 象

議員、執行部（部長級以上）、事務局 合計：約 50 人

※過去の議員研修

平成 24 年度：「地方自治法の一部改正等について」

平成 25 年度：「インターネット選挙運動について」※議員団主催

平成 26 年度：「さらなる議会改革に向けて」～市民に関心を持たれる議会を目指して～

